

富山県立富山商業高等学校自動販売機設置事業者募集要項

1 趣旨

富山県立富山商業高等学校第1体育館1階玄関において、自動販売機設置場所の貸付を行うため、自動販売機設置事業者を募集します。

2 貸付物件（詳細は別添公募物件説明書のとおり）

物件番号	施設名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	自動販売機設置台数
1	富山県立富山商業高等学校第1体育館1階	富山市庄高田413番地	玄関・ポーチ	4.31㎡	2台

※ 貸付面積には、容器回収ボックス設置部分を含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

3 応募資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。

(地方自治法施行令)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくして契約を履行しなかったとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。
また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。
- (3) 次のいずれかに該当しない者
 - ① 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与している者
 - ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ③ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人の場合は富山県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は富山県内に居住し業を営んでいること。
- (6) 県税を滞納していないこと。

4 自動販売機の設置条件

- (1) 設置事業者の施設の使用形態
自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、富山県が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 貸付期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とします。
なお、貸付契約期間の更新はありません（契約期間満了後は新たに公募を行います。）。
- (3) 貸付料
貸付料は、公募により決定した額とします。
- (4) 必要経費
自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等の費用は、すべて設置事業者の負担とします。
また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。設置事業者において、計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、富山県が指定する期限までに全額納入してください。
- (5) 設置機器の仕様について
設置する自動販売機の機器については、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものとしてください。
- (6) 利用上の制限
契約期間中は、次の事項を遵守してください。
 - ① 契約書の貸付条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
 - ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
 - ③ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、県の指示に従うこと。
 - ④ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
 - ⑤ 販売価格は、現設置自動販売機設定価格以下の価格とすること。ただし、標準

小売価格の変動等でこの価格の維持が困難な場合は、書類を添えて協議すること。

- ⑥ 設置事業者は、本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況を、別に指定する期日までに富山県に報告すること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- ⑤ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を富山県に請求することができません。

5 応募申込書の受付

(1) 提出方法及び提出先

申込みは、郵送又は持参によるものとし、次の提出先に必要な書類を提出してください。

なお、郵送の場合は簡易書留とし、封筒に「応募申込書 在中」と明記してください。

(提出先)

富山県立富山商業高等学校 事務室

〒930-8540 富山市庄高田413番地

電話：076-441-3438 FAX：076-441-3439

(2) 受付期間

平成30年1月24日(水)午前9時から平成30年2月22日(木)午後5時まで
(郵送の場合は、提出期限日の午後5時までに必着)

(3) 提出書類

申込みにあたっては、次の書類を提出してください。

- ① 応募申込書提出票(様式第1号)
- ② 応募申込書(様式第2号)
- ③ 誓約書(様式第3号)
- ④ 販売品目一覧(様式第4号)
- ⑤ 設置を希望する自動販売機のカatalog(寸法、消費電力等が確認できるもの)
- ⑥ すべての県税に滞納がないことの証明書(コピー可) ※発行後3ヶ月以内のもの
- ⑦ 証明書類(コピー可) ※発行後3ヶ月以内のもの
法人の場合…法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
個人の場合…住民票

⑧ 役員一覧（様式第5号）

6 応募申込書に記載する金額

- (1) 貸付契約額は、応募申込書に記載された額に当該金額の8%に相当する額を加算した額とするので、応募者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（年額）の108分の100に相当する金額を応募申込書に記載してください。
- (2) 応募金額には、光熱水費は含まないものとします。

7 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、「3 応募資格要件」に定める資格をすべて満たしている者を選定対象者とします。
- (2) 選定対象者のうち、県が販売品目等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、県が定めた最低貸付料以上で、最高の価格で応募申込みを行った者を設置事業者とします。なお、販売品目が適当で、最高価格の応募が2者以上ある場合は当該応募者の立会いのもと、くじにより選定します。
- (3) 設置事業者の決定は、3月7日（水）頃を予定しています。選定後、設置事業者に決定した応募者にのみ結果を通知します。
- (4) 設置事業者の決定後、決定金額及び設置事業者の法人・個人の別を公表します。

8 契約の締結

- (1) 設置事業者に決定された方は、富山県が別途定める期日までに、借受申請書を提出し、定期建物賃貸借契約を締結してください。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて設置事業者の負担とします。
- (3) 契約は申込者名義で行います。

9 設置事業者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして指定する期日までに貸付けの手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

10 問い合わせ先

富山県立富山商業高等学校 事務室

〒930-8540 富山市庄高田413番地

電話：076-441-3438 FAX：076-441-3439

添付書類

【様式】

- ・ 様式第1号 富山県立富山商業高等学校自動販売機設置事業者応募申込書提出票
- ・ 様式第2号 応募申込書
- ・ 様式第3号 誓約書
- ・ 様式第4号 販売品目一覧
- ・ 様式第5号 役員一覧

【参考資料】

- ・ 公募物件説明書
- ・ 貸付場所位置図
- ・ 契約書例

富山県立富山商業高等学校自動販売機設置事業者応募申込書提出票

1 申込者住所又は所在地

氏名又は名称

2 連絡先（電話番号）

担当者名

3 応募物件 応募する物件の「物件応募欄」に○を付けること

応募物件	物件番号	設 置 場 所	台数
	1	富山商業高等学校第 1 体育館 1 階玄関・ポーチ	2

4 送付書類一覧 提出する書類の「チェック欄」に○を付けること。

※備考欄は留意点

チェック欄	書 類 名	部数	備 考
	応募申込書（様式第 2 号）		※物件ごとに提出
	誓約書（様式第 3 号）		※応募物件数に関わらず提出は 1 部でよい
	販売品目一覧（様式第 4 号）		※物件ごとに提出
	自動販売機のカタログ		※物件ごとに提出
	全ての県税に滞納がない旨の証明書		※応募物件数に関わらず提出は 1 部でよい ※発行後 3 ヶ月以内のもの ※コピー可
	法人登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）		※応募物件数に関わらず提出は 1 部でよい ※発行後 3 ヶ月以内のもの ※法人事業者の場合 ※コピー可
	住民票		※応募物件数に関わらず提出は 1 部でよい ※発行後 3 ヶ月以内のもの ※個人事業者の場合 ※コピー可
	役員一覧（様式第 5 号）		※法人事業者の場合

応 募 申 込 書

平成 年 月 日

富 山 県 知 事 殿

申込者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

富山県立富山商業高等学校自動販売機設置事業者の募集について募集要項及び公募物件説明書の内容を承知の上、物件番号1号について、下記のとおり申し込みます。

記

【物件番号 番】

(円)

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺
応募金額 (年額)							0	0

※1 金額の数字は算用数字を使用し、初めの数字の頭に「¥」又は「金」を記入してください。

※2 応募金額は、年額とし、百円単位（税抜き）で記入してください。
なお、応募金額に100分の108を乗じて得た額をもって年額貸付料とします。

※3 この応募申込書は、物件番号ごとに記入し、販売品目一覧（様式第4号）及び自動販売機のカタログを添付してください。

誓 約 書

平成 年 月 日

富 山 県 知 事 殿

申込者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、富山県が実施する富山県立富山商業高等学校自動販売機設置事業者の募集の申し込みにあたり、次の事項を誓約いたします。

- 1 私は、富山県立富山商業高等学校自動販売機設置事業者募集要項「3 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 2 応募申込書の提出に際し、富山県立富山商業高等学校自動販売機設置事業者募集要項の内容について十分理解し、承知の上で申し込みます。
- 3 本誓約書、応募申込書及び役員一覧表等が富山県から富山県警察本部に提供されることに同意します。
- 4 設置事業者の決定に関して、決定金額及び設置事業者の法人・個人の別を富山県が公表することに同意します。

役員一覧

平成 年 月 日

富 山 県 知 事 殿

住所(所在地)
申込者
氏名(名 称) 印

(フリガナ) 氏 名	役職名	住 所	生年月日	性別
			明・大・昭・平 年 月 日	男・女
			明・大・昭・平 年 月 日	男・女
			明・大・昭・平 年 月 日	男・女
			明・大・昭・平 年 月 日	男・女
			明・大・昭・平 年 月 日	男・女
			明・大・昭・平 年 月 日	男・女

- ※ 「役員」とは、株式会社にあつては「取締役・執行役・会計参与・監査役」、合名会社・合資会社・合同会社にあつては「業務を執行する社員」、社団・財団にあつては「理事・監事」等をいいます。
- ※ 「役員」全員について記載してください。(1枚に記載しきれないときは、本様式を複写等のうえ、別途記載してください。)
- ※ 履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書を添付してください。

富山県立富山商業高等学校自動販売機設置事業者応募要項 公募物件説明書

物件番号	施設名称	所在地	貸付箇所	貸付面積(m ²)		自動販売機設置台数	貸付期間	販売品目	販売容器	販売価格	参考データ	
				幅(m)	奥行(m)						公募対象自動販売機の状況	
											売上実績(H28年度)	販売価格例
1	富山県立富山商業高等学校第1体育館	富山市庄高田413番地	1階玄関・ポーチ	自販機 1.7 × 1.0 1.7 × 1.0 ゴミ箱 1.3 × 0.7	4.31	2台	H30. 4. 1 ～ H33. 3. 31	清涼飲料水	缶・ペットボトル	現設置自販機設定価格100円以下 ※注(欄外参照のこと)	46, 288本	別紙販売品目(例)のとおり

※注 販売価格については、標準小売価格の変動等でこの価格の維持が困難な場合は、書類を添えて協議すること。

※応募にあたっては、物件番号ごとに応募申込書・販売品目一覧・自動販売機のカタログを提出してください。

※貸付面積には、容器回収ボックスの設置部分を含みます。

※貸付物件については、なるべく現地にて確認を行ってください。(自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合があります。)

※参考データの売上実績は、現設置事業者の申告によるものです。(売上を保証するものではありません。)

(参考)

1 富山県立富山商業高等学校の職員及び生徒数

教職員 73名

生徒 829名

2 施設内の他の自動販売機の設置状況

設置場所	販売価格例
富商会館 2階食堂内(2台)	缶・ペットボトル 100円

3 その他

自動販売機以外に、食堂内売店で紙パック飲料(80円～150円)の販売を行っています。

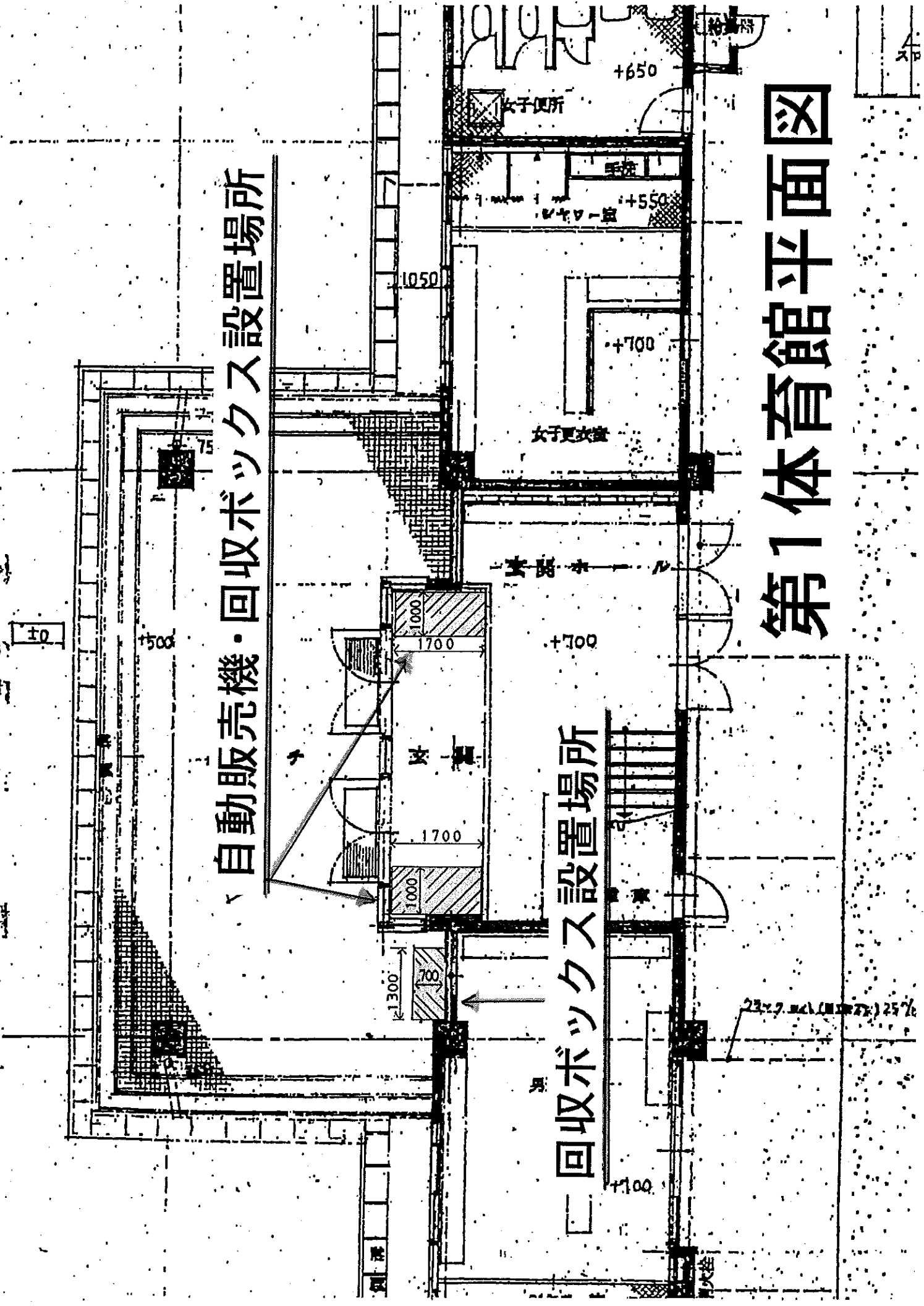
食堂内売店の営業時間は9:30～15:00です。

食堂は、土日祝日及び夏季・冬季・春季休業日は、閉鎖しています。

自動販売機・回収ボックス設置場所

回収ボックス設置場所

第1体育館平面図



仕 様 書

- 1 機器設置の条件
省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- 2 販売品目
 - (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
 - (2) 販売価格は、現設置自動販売機設定価格以下の価格とすること。
ただし、標準小売価格の変動等でこの価格の維持が困難な場合は、書類を添えて協議すること。
- 3 維持管理責任
 - (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
 - (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
 - (3) 回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず回収しリサイクルするとともに、回収ボックス周辺の清掃を行うこと。
 - (4) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
 - (5) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
 - (6) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
 - (7) 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。
- 4 売上状況の報告
設置した自動販売機ごとの売上本数及び売上金額を、次に定めるとおり、甲に対し書面により報告すること。

区分	報告期限
4月～6月	7月31日
7月～9月	10月31日
10月～12月	1月31日
1月～3月	4月30日

定期建物賃貸借契約書

貸付人富山県（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定による定期建物賃貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、次に掲げる建物（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを借り受ける。

施設名称	所在地	貸付箇所 (別紙図面のとおりに)	貸付面積	自動販売機 設置台数
富山県立富山商業 高等学校第1体育館	富山市庄高田 4 1 3 番地	1階玄関・ポーチ	4. 3 1 m ²	2台

（使用目的等）

第2条 乙は、貸付物件を、自動販売機設置場所として使用するものとし、この用途（以下「指定用途」という。）以外に使用してはならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 この契約については、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定の適用はないものとし、前項に定める期間（以下「貸付期間」という。）の満了により終了し、更新（更新の請求及び建物の使用の継続による更新を含む。）又は貸付期間の延長は行われぬものとする。

3 甲は、貸付期間の満了の1年前から6箇月前までの間（以下「通知期間」という。）に、乙に対し、貸付期間の満了によりこの契約が終了する旨を書面により通知するものとする。

4 甲は、通知期間内に前項の規定による通知をしなかった場合において、通知期間の経過後乙に対し、貸付期間の満了によりこの契約が終了する旨を書面により通知した場合は、当該通知の日から6箇月を経過した日にこの契約は終了するものとする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、年額金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）とする。

2 乙は、前項に定める貸付料（以下「貸付料」という。）を、年度毎に甲の発行する納入通知書により指定の期日までに指定の金融機関に支払わなければならない。

（電気料）

第5条 乙は、この契約に基づき設置した自動販売機に係る電気の使用量を計る専用メーターを設置しなければならない。

2 甲は、施設全体の電気使用料（基本料金を含む。）に基づき、当該月の専用メーターの表示する使用量から電気料を計算するものとする。

3 乙は、前項の電気料を、3箇月毎に甲の発行する納入通知書により指定の期日までに指定の金融機関に支払わなければならない。

（遅延利息）

第6条 乙は、第4条第2項及び前条第3項に定める期日までに貸付料及び電気料を支払わないときは、当該期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額について年14.6パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(かし担保)

第7条 乙は、この契約の締結後、貸付物件に数量の不足その他の隠れたかしを発見した場合においても、貸付料の減免又は損害賠償を請求することができないものとする。

(譲渡及び転貸の禁止)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利を譲渡し、又は貸付物件を転貸してはならない。

(貸付物件の維持管理等)

第9条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、甲が貸付物件の維持管理上必要と認める指示をした場合は、これに従わなければならない。

3 貸付物件の維持管理に要する費用は、乙の負担とする。

4 乙は、貸付物件の維持管理のために甲が行う工事により貸付物件の全部又は一部を使用できない場合においても、甲に対し、損失補償その他一切の請求をしないものとする。

5 甲は、災害その他の甲の責めに帰することのできない事由により乙が被った損害の責めを負わないものとする。

(貸付物件の現状変更)

第10条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。この場合において、当該変更に必要な費用は、乙の負担とする。

(通知義務)

第11条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は損傷した場合は、直ちに甲にその状態を通知しなければならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、貸付物件について、随時、実地に調査し、又は所要の報告を求めることができるものとする。この場合において、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第2条又は第8条から前条までに定める義務に違反したときは、違約金として金(貸付料の1年分に相当する額)円を甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国又は甲その他の地方公共団体において、貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(3) 取締役等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(乙が支店若しくは事業所である場合にはその代表者を含む。)をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

(6) 取締役等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 取締役等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

(9) 前各号のほか乙の責に帰する事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

2 甲は、前項第1号又は第3号から第9号までの規定による契約の解除により乙が損失を被った場合においても、その損失を補償しないものとする。

(返還)

第15条 乙は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定によりこの契約が解除された場合は、貸付物件を直ちに原状に復して返還しなければならない。ただし、甲が原状回復の義務を免除した場合は、この限りでない。

(貸付料の返還)

第16条 甲は、第14条第1項第2号の規定によりこの契約が解除された場合は、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割り計算により返還する。

2 甲は、第14条第1項第1号又は第3号から第9号までの規定によりこの契約が解除された場合は、既納の貸付料は返還しない。

(損害賠償)

第17条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、貸付物件を原状に復した場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合のほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第18条 乙は、貸付期間が満了した場合又は第14条第1項第1号若しくは第3号から第9号までの規定によりこの契約を解除された場合において、貸付物件の改良のために支出した金額その他の有益費があり、その価格の増加が現存する場合においても、これを甲に請求しないものとする。

2 乙は、この契約が終了した場合において、第10条の規定による甲の承認の有無にかかわらず、貸付物件に付加した造作の買取りを甲に請求しないものとする。

(信義則等)

第19条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が県有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

3 この契約に関し疑義がある事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 貸付人 富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 石井隆一

乙 借受人